

「心理実習」に求められる学びのあり方について

— 公認心理師カリキュラム等検討会・ワーキングチームの議論をもとに —

岩山 孝幸

I. 問題・背景

2017年9月15日に公認心理師法が施行され、心理専門職の国家資格として「公認心理師」が誕生した。また、2018年度より公認心理師養成課程が開始されてから、2021年度で4年目を迎える。各大学でカリキュラム構成が異なるものの実習科目である「心理実習」に関しては、主に3年次ないしは4年次に開講されることが想定される。したがって、これから「心理実習」を開講していく大学が少なくないと考えられる。

これまで、心理専門職として民間資格の臨床心理士が広く認知されてきたが、臨床心理士養成のための指定大学院制度には既に20年以上の養成実績がある。そのため、公認心理師の養成を考える上でも、指定大学院の経験が活かされているものと思われる。しかしながら、臨床心理士養成は大学院養成課程として定められており、大学学部における養成課程に位置づけられる「心理実習」に関しては、学部水準における養成のあり方として改めて検討することが求められる。

大学および大学院の具体的なカリキュラムについては「公認心理師カリキュラム等検討会」(以下、検討会とする)、およびその下で設置されたワーキングチーム(以下、WTとする)による専門的議論を経て科目等が定められている。検討会およびWT各回の議事録および資料等は厚生労働省のホームページより参照することができ、最終的な報告が「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」(公認心理師カリキュラム等検討会、2017)(以下、報告書とする)としてまとめられている。

なお、学部の「心理実習」に関しては、「報告書」の事項から具体的な授業内容を例示したものや、他の科目との関係を整理したもの、既に学部教育において「心理実習」に相当する科目を開講していた大学の実践例の紹介、などが収録されている成書(一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟(編)、2019)や、通信制大学における授業運

営を検討した論文(波田野、2019)があり参考になる。

しかしながら、既存の論考では、カリキュラムにおける「心理実習」の構造上の位置づけや、他の科目との内容上のつながりについては言及されているものの、「心理実習」の内容の決定プロセスについては十分な論考がなされていない。「心理実習」に含まれている内容が、他の科目との関係でどのように振り分けられ決められていったのか、その経緯を明らかにすることで、「心理実習」で求められる学びのあり方をより明確化できるのではないかと思われる。

また、大学院の「心理実践実習」に先立つ「心理実習」の内容がどのような経緯で決められたかを十分に明らかにしておくことは、これから本格的に開講されていく「心理実習」の授業運営および実習指導を検討する上でも意義が大きいと考えられる。

したがって、本研究では上記報告書に加え各検討会、WTの議事録および資料¹⁾を参考とし、「心理実習」の内容に関わる議論のプロセスを明らかにしていくことで、「心理実習」に求められる学びのあり方を明確化し、授業運営および現場実習で求められる教育および指導のポイントを検討することを目的とした。

II. 「心理実習」と「心理実践実習」の比較

議論を追う前に、「報告書」にまとめられた「心理実習」および「心理実践実習」の内容に「含まれる事項」を確認しておくこととする(Table 1, 2)。

以上を比較すると、次の点が明らかとなる。

- ① 実習施設は、いずれも保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野(うち医療機関は必須)から行うこととされているが、「心理実践実習」では3分野以上と明記されているのに対して、「心理実習」ではそ

Table 1 「心理実習」の内容に「含まれる事項」(報告書、p.16)

<p>1. 実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。 具体的な施設についてはP19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。ただし、経過措置として当分の間は、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。</p> <p>2. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。</p> <p>(※) (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携 (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>

Table 2 「心理実践実習」の内容に「含まれる事項」(報告書、p.18)

<p>1. 実習生は、大学段階での実習を通じて得た公認心理師に必要な知識・技能の基礎的な理解の上に、(※)に掲げる事項について、見学だけでなく、心理に関する支援を要する者等に対して支援を実践しながら、実習施設の実習指導者による指導を受けること。実習施設の分野については保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野の施設のうち、3分野以上の施設において、実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関(病院又は診療所)は必須とする。また、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習も含む。 具体的な施設についてはP19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。</p> <p>2. 担当ケースに関する実習の時間は270時間以上(うち、学外の施設での当該実習時間90時間以上)とする。</p> <p>3. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。</p> <p>4. 大学又は大学院に設置されている心理相談室での実習も含む。</p> <p>(※) (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1) コミュニケーション、(2) 心理検査、(3) 心理面接、(4) 地域支援 等 (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携 (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
--

- のような記載はない。
- ② 「心理実践実習」では、「見学だけでなく、心理に関する支援を要する者に対して支援を実践しながら」とあるように、見学に留まらず心理的支援の実践も行うこととなっている。一方で「心理実習」では、「見学等による実習を行いながら」とあるように、主に見学による実習が行われることが想定されている(なお、「心理実践実習」では医療機関以外での施設においては、見学を中心とする実習を含めても良いとされている)。
- ③ 「心理実践実習」では、担当ケースに関する実習について学外施設における時間まで含めた実習時間の規定があるのに対して、「心理

実習」にはそのような規定がない(「心理実践実習」では記載のある大学又は大学院内の心理相談室での実習についての記載が「心理実習」にはない)。

- ④ 掲げられている事項に関して、「心理実践実習」にある支援の実践に関する(ア)(イ)が「心理実習」にはなく、共通するのは「心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ」「多職種連携及び地域連携」「公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」である。

以上のことから、学部における「心理実習」で期待されている内容としては、「医療機関を含む

可能な限り多く分野において、主に見学によって連携、職業倫理および法的義務の実際を体験的に学習する」ことであると言える。以降では、このような内容に至ったプロセスについて明らかにしていくこととする。

Ⅲ. 「心理実習」の検討プロセス—WT開催までの経緯から

第1回検討会では公認心理師に求められる役割、知識、及び技術に関して、臨床心理技術者である臨床心理士の現状を参考にすることが提案されている。実際に、「臨床心理技術者の職域と主な職務内容」(第1回検討会資料5)が参考とされ、保健医療、福祉、教育…など活動領域が多分野に渡り、「各分野によって求められる役割、知識及び技術の範囲がそれぞれ異なっている」ことが指摘されている。

また、第1回議事録を見ると、その後の議論に関わる重要な発言がなされている。やや長くなるが以下に該当箇所を抜粋する。

北村座長「進め方のポイントが2つあって、1番は、役割、知識、技術について。技能、技術についてということ、公認心理師のカリキュラムのための根本的なところを考えようということだと思います。今御発言があった専門に分かれている学校心理士や産業心理士とかいろいろとあるけれども、その根底というか、基本になるのが公認心理師になると思うので、そこから議論をしていただきたいということ。…(中略)…医療現場の教育ではアウトカム・ベースド・エデュケーション、アウトカム、出来上がりを見て教育、カリキュラムを作る。今までの大学教育では単位を集めていき、30単位集まれば卒業ですと。そうすると、ジグソーパズルのピースは30個集まったけれども絵にはならないと。そうではなくて、例えば公認心理師はこういうことを知っている、こういうことができる、こういう心を持っているという出来上がりを考えて、それをカリキュラムに落とし込んでいく。…(中略)…出来上がった公認心理師は、何はともあれ患者の話が聞けるとか、患者に対して共感できるとか、そのような根本的なところから考えていただいて、それをカリキュラムに落とし込もうという発想だと私は理解して

います。…(中略)…医師の場合、例えば外科の専門医を取って、その上で心臓外科や消化管外科などという専門分野に分かれていきます。…(中略)…それを心理師に当てはめるとすると、公認心理師を持った上で、産業だ、やれ学校だ、いろいろな所へ流れていって、専門を極めてもらうという流れがしっかりできるほうがいいのかな、と思ってつぶやいた次第です」(第1回検討会 議事録²⁾; 太字強調筆者)

こうした発言から、公認心理師の職域が多分野に渡るため、その基礎となる「話が聞ける」「共感できる」などのコアスキルを持った上で、それぞれの領域で専門性を深めていくという2階建てが想定されていたことが分かる。

この流れに沿って第2回検討会では「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について(案)」(第2回検討会資料1)が示され、

- ・公認心理師の資格を得たときの姿を踏まえた上で、カリキュラムを考えていくことが重要である(Outcome-based education; 卒業時到達目標から、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法)。その考えの下で、公認心理師に求められる役割、知識及び技術について整理する。
- ・公認心理師法第2条に挙げられた公認心理師の行為が、適切に実践できる能力を養成すること。

上記の通り、カリキュラム検討の方向性が示された。同時に、公認心理師に求められる役割、知識及び技術については、「領域を問わず求められる」と「特定の領域において求められるもの」に分けられ、領域共通のコアスキルも明示されている。この内、「領域を問わず求められるもの」をTable 3に示す。

Table 3を見ると、守秘義務や倫理、連携・協働など「心理実習」の内容に含められる事項が網羅されているのが分かる。この第2回検討会以降、WTが8回開催され関係者および有識者からのヒアリングも行われている³⁾。その中から、「心理実習」の内容決定に関わる部分について適

Table 3 活動する領域を問わず求められるもの（第2回検討会資料1、p.1）

- 国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての職責を自覚すること。
- 守秘義務等の義務及び倫理を遵守すること。
- 心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと。また、対象者の心理に関する課題を理解し、本人や周囲に対し有益なフィードバックを行うこと。
- 必要な心理学、医学等の知識、技術を身につけ、さまざまな職種と協働しながら支援等を主体的に実践すること。
- 公認心理師の資格取得後も自ら研鑽を継続して積むことができること。

宜抜粋しながらさらにプロセスを追っていくこととする。

IV. 「心理実習」の検討プロセス—ヒアリング内容

第1回WTでは、

北村座長「…試験に合格さえすればいいというのではなく、学びの段階である程度共通のものを学んでおいてほしい。…（中略）…自分は医療分野に行くから、保健や教育分野の知識はなくてもいいということはある。公認心理師という資格を取る上では、最低限教育分野でもこれぐらいのことは学んでほしい、福祉分野ではこういうことを学んでほしい…（中略）…4年間は何を学んでほしいから、最後は大学院心理学でいけば受験資格があるというものではなくて、大学院で学んでもいいのですけれども、教養とか、4年制の分野で、ここに掲げられたコアカリキュラムをしっかりと学んだというカリキュラムを提供している大学はそっちでいいだろうということになるのではないかと思います。」（第1回WT 議事録、p.10；太字強調筆者）

丹野構成員「医学部は6年間のコアカリキュラムです。今まで心理士は修士だけの課程だったのですけれども、それを学部の4年と修士2年という、6年間にすることが法律で決まったわけですから、学部のほうもコアカリキュラム化していったほうが、より能力の高い、資質の高い公認心理師ができるのではないかと考えております。正にコアカリキュラムについては共有しているかと思っております。」（第1回WT 議事録、p.11；太字強調筆者）

と、どの大学・大学院においても同等の学びが保

証されるように共通性の高いコアカリキュラムを策定するという方向性が明確化されている。

その上で、第2回WTにおける関係者および有識者からのヒアリングが行われている。ヒアリングの中で、まず三団体（臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、一般社団法人日本心理学諸学会連合）の検討案（第2回WT資料2）が報告され、

奥村構成員「…学部教育における基本方針ですが、人間心理を客観的に捉える。そして、法に書かれている観察と結果の分析の基礎及び面接法の基礎を体験する。人間の成長・発達に関する基礎知識は、全ての領域で必要であるので、これを学ぶ。人間関係・人間社会に関連する基礎知識は、全ての領域で必要である。心理支援を要する様々な人々の問題と支援方法についての基礎知識を持つ。心理支援に必要な隣接関連科学に関する基礎知識を持つ。実際の心理支援における実務上必要な知識・態度を学び、支援職場に関する基礎体験を持つ。これが学部教育における目標ということになります。」（第2回WT議事録、p.4；太字強調筆者）

とあるように、学部教育における到達目標の方針が示されている。ここから、「心理実習」はそれまでに学んだ実践上必要な領域共通の知識・態度に関して、支援現場において体験的に学習する機会として捉えられていることがうかがえる。

また、三団体の検討案においては学部教育における実習の具体的な時間数までは言及されていないが、単位数として2単位が割り当てられていることから、大学設置基準第21条第2項の規定から60時間～90時間の実習時間を想定していることがうかがえる。なお、大学院における実習時間

については学内・学外実習の合計として6単位270時間⁴⁾が計上されている。

次に、日本学術会議心理学・教育学委員会分科会からは、学部教育に関して別の視点で到達目標の方針が示されている。公認心理師試験の受験要件は公認心理師法第7条に規定されている通り、基本ルートとして大学院修了(同条第1号)受験者(いわゆるAルート)と、学部卒業の後実務経験を経た(同条第2号)受験者(いわゆるBルート)に分けられることから、両者の公平性を担保するために、

丹野構成員「国家試験の出題方針として、まず、技能の試験は大学院か業務で獲得できる体系に基づいて出題しなければならないと思われま。一方、知識の試験は、学部のカリキュラムに基づいて出題しなければならない。…(中略)…履修科目を大学と大学院で分業することの利点は、まず1番目に、法律的な公平性が保たれることです。これは当然ですが、2番目に履修の無駄を省けることがあげられます。公認心理師の「知識」教育は大学の学部で完成させる。大学院では「技能」教育に専念できる。つまり学部の内容を大学院で繰り返す必要がないということになりますので、大学学部の4年と大学院2年の6年教育で、公認心理師を養成できることになるのではないか。」(第2回WT議事録、p.9; 太字強調筆者)

とあるように、学部教育においては「知識」に関する教育の比重を高くすることが方向性として示されている。なお、実習時間も同じく2単位(60時間~90時間)が想定されているものの、大学院の実習時間は三団体が担当ケース数から算出していたのとは対照的に、医療を含む2領域における実習時間を確保する観点から180~210時間が計上されている。

続く、臨床心理分野専門職大学院協議会の案においても、学部教育の到達目標として「公認心理師としての責務を果たすために必要となる心理学及び心理支援に関する理論など基礎的理論及び技法を習得している」(第2回WT資料2、p.3)ことが挙げられている。また、学部の実習時間としてはやはり2単位(60時間以上)が計上されているが、2領域以上と明記されている。大学院の実習

時間は担当ケース数を考慮して学内実習のみで4単位180時間、学外実習は3領域を想定しているため6単位270時間が計上されている。

公益社団法人日本臨床心理士資格認定協会(以下、認定協会)の案においても、「保健医療、福祉、教育その他(司法・法務・警察、産業)の領域において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって心理観察、分析、心理相談、助言、指導、教育及び情報提供を行うために必要な基礎知識と基礎技能の習得」(第2回WT資料5、p.3; 太字強調筆者)という到達目標が示されている。

なお、認定協会の案では、学部の実習は「心理現場実習」、大学院の実習は「心理師業務実習」(それぞれ太字強調筆者)として名称上でも区別されているのが特徴で、学部における実習は「公認心理師業務の専門的技能の習得には時間が必要であるため、学部の実習では、保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業など臨床心理士及び公認心理師が活動する現場の見学や各分野の現場を体験的に学ぶ実習を中心とする」(第2回WT資料5、p.5; 太字強調筆者)ものとして捉えられており、支援の実践的学習は大学院において行うことが想定されている。なお、学部における実習時間は言及されていないが、第2回WT議事録のp.14より、大学院の実習時間としては1つの分野で重点的に実習を行うこととされ(80時間以上)、3分野合計で200時間以上が計上されている。

最後に、臨床心理士養成大学院協議会より案が出されているが、基本的には前述の三団体案を踏襲する形となっており、「学部においては、特に諸分野における多職種と連携するために必要な基礎知識や公認心理師業務における倫理と法律の基礎知識を強調」(第2回WT議事録、p.14)している。また、大学院の実習については具体的なケース数やセッション数についても言及がなされている。

以上の通り、ヒアリングの内容から主に学部における実習に関わるポイントを抜粋した。大学院の実習の位置づけとしては、ケース担当数を重視するか実習施設の領域数を重視するかで若干意見が異なるものの6単位(180~270時間)が割り当てられ、学部における実習では十分な時間が確保できなかった技能の実践的学習を行うものとされていることが分かる。対して、学部における実習

Table 4 たたき台版「心理実習」に含まれる事項（第3回WT資料1別添資料2、p.5）

-
1. 実習生は、(※)に掲げる事項について実習施設の指導者による指導を受けるものとする。
 2. 実習を担当する教員は、巡回指導等を通して、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得を目標とし、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。
- (※) (ア) 心理に関する支援を要する者やその関係者に関する以下の知識及び技能の修得
- (1) 心理検査、(2) 心理面接、(3) 地域支援 等
 - (イ) 心理に関する支援を要する者やその関係者の理解とニーズの把握及び支援計画の作成
 - (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたのチームアプローチ
 - (エ) 多職種連携
 - (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
-

は概ね意見が一致しており、見学を中心とする現場体験により、それまでに学んだ多職種連携や職業倫理および法的義務などをはじめとする、領域共通の基礎知識への理解をさらに深めていくものとして位置づけられていることが分かる。

V. 「心理実習」の検討プロセス—WTたたき台から素案作成まで

第2回WTにおけるヒアリングの結果を受け、第3回では「公認心理師カリキュラム等について（検討にあたってのたたき台）」（第3回WT資料1）が提出されている。ここでは、「演習」と「実習」の概念整理や単位数などの規定といった外枠の事項を中心に議論されている。この段階では具体的な内容についてまで議論されていないためか、「大学及び大学院における必要な科目（たたき台）」（第3回WT資料1別添資料2）（以下、たたき台）では、Table 4に記載されている通り、現行の「心理実践実習」で含まれている項目（ア）（イ）に相当するものが含まれたままである。

また、これは「心理演習」「心理実習」「心理実践実習」すべてで共通となっており、あくまで大学院における「心理実践実習」の単なる前段階として「心理演習」「心理実習」が規定されるにとどまっていることもうかがえる。それでは、この具体的な事項が現行の形に至るまでどのようなプロセスをたどっていったのだろうか。

第4回WTでは、大学における「心理実習」の具体的な時間数、分野数について議論がなされており、現場における実習指導の負担や地方における実習施設確保の難しさについても言及されて

いる。

北村座長「なぜ、ここで5分野にこだわるかと言うと、2号でいくと、どこかに就職というか、どこかの病院などに行き、そこで5年なり2年なりやるとして、余りバリエーションが恐らく取れないのです。学部段階で見学でもいいから5分野を見学して、実体験というか、こういうものだというものを知ってほしいと。…（中略）…実は大学院の議論をやるときに、はるかに時間も長し、そのときに5分野を全部大学院でやってください、少し無理だと思っています。…（中略）…見学だけでも学部のときにやっておいてほしいかという気持ちです。」（第4回WT議事録、p.4）

とあるように、実務経験者（Bルート）を想定し、学部内に可能な限り多分野での体験をしてほしいというねらいや、大学院でカバーできない分野を学部で体験してほしい、というねらいがあることもうかがえる。ただし、司法領域のように対象者と直に接することが難しい領域もあることを想定して、「最低限5分野80時間くらいは見学型の実習でもいいから、参加型だったらなおいいのですが、5分野を平均で2日ずつくらいは見せてほしいというミニマム・リクワイアメントです。」（第4回WT議事録、p.5）という意見でとりあえずはまとめられている。なお、この段階において既に現行の「心理実習」と同様の80時間という時間数が出されている。

そして、第5回WTでは、修正された「たたき台」⁵⁾が検討されている。この修正版ではTable 5の通り「保健医療、福祉、教育、司法・法務・警

Table 5 たたき台修正版「心理実習」に含まれる事項（第5回WT資料3、p.5）

<p>1. 実習生は、(※)に掲げる事項について、<u>保健医療、福祉、教育、司法・法務・警察、産業・労働の5つの分野の施設</u>において、<u>見学等による実習を行いながら</u>、<u>実習施設の指導者による指導を受けるものとする。</u></p> <p>2. 実習を担当する教員は、巡回指導等を通して、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得を目標とし、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行い、実習生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。</p> <p>(※) (ア) 心理に関する支援を要する者やその関係者に関する以下の知識及び技能の修得</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 心理検査、(2) 心理面接、(3) 地域支援等</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 心理に関する支援を要する者やその関係者の理解とニーズの把握及び支援計画の作成</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたのチームアプローチ</p> <p style="padding-left: 2em;">(エ) 多職種連携及び地域連携</p> <p style="padding-left: 2em;">(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
--

Table 6 WT素案における「心理実習」に含まれる事項（第6回WT資料4、p.5）

<p>1. 実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。ただし、経過措置として当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。</p> <p>2. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。</p> <p>(※) (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ</p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) 多職種連携及び地域連携</p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
--

察、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら」という文言が追加されており、見学による実習を認めつつも学部段階においても5分野での実習が求められている。実習分野については、

田崎構成員「特に司法・法務・警察、産業・労働です。果たして、実態として産業・労働の領域に心理職の指導者の要件を満たす人が本当にいるのか懸念されます。…(中略)…5つと書いてしまうと、5つ全部行かなくいけなくなるわけです。たとえ見学であっても。」(第5回WT議事録、p.15：太字強調筆者)

とあるように、実習施設が分野によっては現場における実習指導者が見つからないという問題や、

宮脇構成員「…(ア)～(オ)ですけれども、大学の实習先での(ア)とか(イ)というのは、大学生の実習のレベルで心理検査をしたり、心理面接を

したり、地域支援をしたり、あるいは支援計画を作成するというのは、かなり実情に合にくいとか、…(中略)…協力してくれる機関をなかなかそれを見つけ出せないですね。」(第5回WT議事録、pp.16-17；太字強調筆者)

という、見学実習では難しい項目の指摘がなされている。

以上の議論を受け、第6回WTの資料ではTable 6の通り「心理実習」に含められる事項が修正され試案が作成されている。

Table 6から分かるように、当該施設において心理職がない場合に「教員」による指導によっても補えることが明記され、先述の実習指導者の問題に配慮されている。さらに、5分野という文言は残しつつも、各大学の実情に合わせて柔軟に実習が運用されるように「経過措置として当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う」ことについても明記されている。

引用文献

また、見学実習が中心となる場合に実情に合わない具体的な支援に関わる事項(ア)(イ)が削除されている。この試案に実習施設に関する文言が追加されたものが、WTの素案としてまとめられ、そのまま現行のTable 1となっている。

VI. 「心理実習」のあり方と今後の課題

以上、「心理実習」の内容の決定プロセスについて報告書などの資料をもとに、議論を追っていくことで現行の内容に至る経緯が明らかとなった。そこから、「心理実習」のあり方を考えると以下のポイントが挙げられる。

「見学が主」「5分野を基本としつつも学部における実習は医療機関のみ必須で各大学の実情に合わせる」「具体的な支援の実践的学習は大学院において行う」といった現行の内容は、必ずしも時間的制限のみが理由ではなく、実習指導者や実習施設確保の困難という現場の実情も考慮した上での暫定的な措置であったことがうかがえる。

したがって、今後暫定的な措置の見直しが想定されることから、「心理実習」を単なる見学ありきとして捉えるのではなく、これまでに学んだ多職種連携や職業倫理および法的義務などをはじめとする領域共通の基礎知識への理解を深める機会となるよう授業運営および実習指導を行っていくことで、大学院の「心理実践実習」における支援の実践的学習がより円滑に進むものと考えられる。

なお、本研究はあくまで上記資料に基づく論考に留まり、具体的な内容の提案までには行うことができなかった。本研究で参照した各検討会およびWTの議事録や資料には、臨床心理士だけでなく精神保健福祉士や言語聴覚士などの既存の隣接諸領域の国家資格が参考にされていた。今後はこうした関連する国家資格の制度も参考にしつつ、「心理実習」の具体的なあり方を検討していくことが求められる。

波田野茂幸 (2019). 放送大学における公認心理師養成に向けた「心理実習」の検討 放送大学研究年報, 37, 31-43.

一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟 (編) (2019). 公認心理師養成の実習ガイド 日本評論社

公認心理師カリキュラム等検討会 (2017). 公認心理師カリキュラム等検討会報告書 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo/ougaihoukenfukushibu-Kikakuka/0000169346.pdf> (2020年12月18日)

脚注

- 1) 検討会、WTの議事録および資料の出典に関しては、数が多く引用表記が煩雑となるため、厚生労働省のホームページにある議事録・資料の一覧を示すに留める (https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_380707.html)。本文中では特に断りがない場合、「第1回検討会議事録」、「第1回WT資料2」などと表記する。
- 2) 第1回、第2回検討会の議事録はWebページのみのためページ番号は付さない。
- 3) ヒアリングの結果は「第3回WT参考資料2」に一覧表としてまとめられ掲載されている。
- 4) 現行の大学院における「心理実践実習」では「担当ケースに関する実習の時間」として「270時間以上(うち学外施設における実習時間は90時間)」と規定されている。
- 5) この修正版のたたき台で「心理実習(80時間以上)」と明記されるようになっている。